主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人吉田賢三の上告理由第一点について。

所論は、原審の適法にした証拠の取捨判断、事実の認定を非難するに帰着し、採用し難い。

同第二点について。

被上告人が本件委託契約当時D株式会社と称していた株式会社であることは、原 判決の適法に確定するところである。されば、右契約解除による金員返還義務が商 行為に基く債務であることはおのずから明らかであつて、原判決には所論の違法は ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
克		田	池	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官